



鳥取県公報

平成 19 年 12 月 25 日(火)
号外第 177 号

毎週火・金曜日発行

目次

====公布された条例のあらまし=====

鳥取県県立高等学校授業料等徴収条例等の一部改正について

1 条例の改正理由

学校教育法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 次の条例中引用している学校教育法施行規則の条項を改める。
- ア 鳥取県県立高等学校授業料等徴収条例
 - イ 鳥取県県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例
- (2) 施行期日は、平成19年12月26日とする。

====公布された規則のあらまし=====

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則の新設について

1 規則の新設理由

学校教育法の一部改正に伴い、関係する規則について所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 次の規則中引用している学校教育法の条項を改める。
- ア 鳥取県事務処理権限規則
 - イ 鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則
 - ウ 鳥取県立保育専門学院学則
 - エ 看護職員修学資金貸付規則
 - オ 看護職員修学資金貸付規則等の一部を改正する規則
 - カ 鳥取県立鳥取看護専門学校学則
 - キ 鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則
 - ク 鳥取県立歯科衛生専門学校学則
 - ケ 調理師法施行細則
 - コ 鳥取県クリーニング業法施行細則
 - サ 鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則
 - シ 鳥取県訓練手当支給規則
 - ス 鳥取県立農業大学校管理規則
 - セ 鳥取県立農業大学校管理規則の一部を改正する規則
 - ソ 県立学校の授業料等及び社会教育施設の使用料の減免に関する規則
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成19年12月26日とする。

鳥取県事務処理権限規則の一部改正について

1 規則の改正理由

中小企業支援事業の的確な事務処理体制を確立するため、日野郡の区域に係る中小企業支援事業の実施に関する基準を定める省令の規定による経営の診断等に係る事務処理権限の区分を変更する。

2 規則の概要

- (1) 中小企業支援事業の実施に関する基準を定める省令に基づく経営の診断の実施、診断報告書の交付及び診断報告書の内容の実施等に関する助言の決裁区分を経済政策課長（現行 日野総合事務所長）の委任決裁事項とする。
- (2) 施行期日は、公布日とする。

条 例

鳥取県立高等学校授業料等徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年12月25日

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県条例第92号

鳥取県立高等学校授業料等徴収条例等の一部を改正する条例

(鳥取県立高等学校授業料等徴収条例の一部改正)

第1条 鳥取県立高等学校授業料等徴収条例(昭和63年鳥取県条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(授業料等の徴収)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号) 第103条第1項の規定により学年による教育課程の区分を設けない県立高等学校の全日制、定時制又は通信制の課程において聽講を許可された者からは、聽講料を徴収する。</p>	<p>(授業料等の徴収)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号) <u>第64条の3第1項の規定により学年による教育課程の区分を設けない県立高等学校の全日制、定時制又は通信制の課程において聽講を許可された者からは、聽講料を徴収する。</u></p>

(鳥取県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 鳥取県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例(平成17年鳥取県条例第105号)の一部を

次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 略</p> <p>3 施行日以後において、県立高等学校に編入学、転入学、再入学又は転籍(以下「編入学等」という。)をする者に係る授業料の額は、新授業料条例第3条の規定にかかわらず、その者の属する学年に在学する者(学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第103条第1項の規定により学年による教育課程の区分を設けない県立学校の全日制の課程</p>	<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 略</p> <p>3 施行日以後において、県立高等学校に編入学、転入学、再入学又は転籍(以下「編入学等」という。)をする者に係る授業料の額は、新授業料条例第3条の規定にかかわらず、その者の属する学年に在学する者(学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第64条の3第1項の規定により学年による教育課程の区分を設けない県立学校の全日制の課程</p>

又は定時制の課程に編入学等をする場合において
は、その者 の在学すべき期間が相当する者) に係る
授業料の額と同額とする。

程又は定時制の課程に編入学等をする場合において
は、その者 の在学すべき期間が相当する者) に係る
授業料の額と同額とする。

附 則

この条例は、平成19年12月26日から施行する。

規則

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成19年12月25日

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県規則第94号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(鳥取県事務処理権限規則の一部改正)

第1条 鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後							改 正 前							
別表第2(第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係) 個別事項ごとに事務処理権限							別表第2(第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係) 個別事項ごとに事務処理権限							
所 属 名	事 項 種 類	内 容	事務処理権限の区分				地方機関の 長の名称	所 属 名	事 項 種 類	内 容	事務処理権限の区分			
			専 決 権 者	委 任 権 者	地 方 機 関 の 長	部 長					専 決 権 者	委 任 権 者	地 方 機 関 の 長	部 長
略							略							
青一 少 年 ・ 文 教 課 題	学校教育 法(昭和22 年法第26 号)に基づ く知識の權 限に属する 事務(子ど も家庭課の 所掌事務に 係るものを 除く。)	略	4 同法第13条第1 項の規定による私 立の専修学校的設 置及び廃止並びに 設置者の変更及び 目的の変更の認可					4 同法第22条の8 第1項の規定によ る私立の専修学校 の設置及び廃止並 びに設置者の変更 及び目的の変更の 認可						
	5 同法第131条の規 定による私立の専 修学校的名称、位 置又は学則の変更 等の届出の受理							5 同法第22条の9 の規定による私 立の専修学校的名 称、位置又は学則 の変更等の届出の 受理						
	6 同法第133条第1 項において準用す る同法第10条の規 定による私立の専 修学校的校長を決 定した旨の届出の 受理							6 同法第22条の11 第1項において準 用する同法第10条 の規定による私 立の専修学校的校 長を決定した旨の 届出の受理						
	7 同法第133条第1 項において準用す る同法第13条の規 定による私立の専 修学校的閉鎖の命 令							7 同法第22条の11 第1項において準 用する同法第13条 の規定による私 立の専修学校的閉 鎖の命令						
	8 同法第34条第2 項において準用す る同法第4条第1 項の規定による私 立の各種学校的設 置及び廃止、設置							8 同法第33条第2 項において準用す る同法第4条第1 項の規定による私 立の各種学校的設 置及び廃止、設置						

	者の変更等の認可										
9 同法第134条第2項において準用する同法第10条の規定による私立の各種学校の校長を決定した旨の届出の受理											
10 同法第134条第2項において準用する同法第13条の規定による私立の各種学校の閉鎖の命令											
11 同法第136条の規定による私立の専修学園設置又は各種学校設置の認可申請の届出及び教育の停止命令											
略											
略											

(鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正)

第2条 鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則(平成9年鳥取県規則第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に
対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																				
<p>別表第1(第2条、第5条関係)</p> <p>1 建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号) 第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)</p> <table border="1"> <tr> <td>公共的施設</td> <td>特定公共的施設</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>20 学校その他これに類する施設のうち次に掲げるもの(以下「学校等」という。) (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校 (2)及び(3) 略</td> <td>すべてのもの</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2~4 略</td> <td></td> </tr> </table>	公共的施設	特定公共的施設	略		20 学校その他これに類する施設のうち次に掲げるもの(以下「学校等」という。) (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校 (2)及び(3) 略	すべてのもの	略		2~4 略		<p>別表第1(第2条、第5条関係)</p> <p>1 建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号) 第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)</p> <table border="1"> <tr> <td>公共的施設</td> <td>特定公共的施設</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>20 学校その他これに類する施設のうち次に掲げるもの(以下「学校等」という。) (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第82条の2に規定する専修学校又は同法第83条第1項に規定する各種学校 (2)及び(3) 略</td> <td>すべてのもの</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2~4 略</td> <td></td> </tr> </table>	公共的施設	特定公共的施設	略		20 学校その他これに類する施設のうち次に掲げるもの(以下「学校等」という。) (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第82条の2に規定する専修学校又は同法第83条第1項に規定する各種学校 (2)及び(3) 略	すべてのもの	略		2~4 略	
公共的施設	特定公共的施設																				
略																					
20 学校その他これに類する施設のうち次に掲げるもの(以下「学校等」という。) (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校 (2)及び(3) 略	すべてのもの																				
略																					
2~4 略																					
公共的施設	特定公共的施設																				
略																					
20 学校その他これに類する施設のうち次に掲げるもの(以下「学校等」という。) (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第82条の2に規定する専修学校又は同法第83条第1項に規定する各種学校 (2)及び(3) 略	すべてのもの																				
略																					
2~4 略																					

(鳥取県立保育専門学院学則の一部改正)

第3条 鳥取県立保育専門学院学則(昭和53年鳥取県規則第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に
対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（入学前の既修得単位等の認定）</p> <p>第7条の2 略</p> <p>2 院長は、指定保育士養成施設以外の学校等(大学、高等専門学校、高等学校の専攻科若しくは特別支援学校の専攻科、専修学校の専門課程又は学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第90条第1項</u>に規定する要件を入学資格とする各種学校をいう。)で履修した教科目（別表第1の教養科目的項に掲げる修業教科目に相当する教科目に限る。）について修得した単位を、学院の修業教科目の履修により修得したものとみなすことができる。</p>	<p>（入学前の既修得単位等の認定）</p> <p>第7条の2 略</p> <p>2 院長は、指定保育士養成施設以外の学校等(大学、高等専門学校、高等学校の専攻科若しくは特別支援学校の専攻科、専修学校の専門課程又は学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第56条第1項</u>に規定する要件を入学資格とする各種学校をいう。)で履修した教科目（別表第1の教養科目的項に掲げる修業教科目に相当する教科目に限る。）について修得した単位を、学院の修業教科目の履修により修得したものとみなすことができる。</p>
<p>（入学資格）</p> <p>第10条 学院に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>（1）学校教育法<u>第90条第1項</u>に規定する者</p> <p>（2）略</p>	<p>（入学資格）</p> <p>第10条 学院に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>（1）学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第56条第1項</u>の規定に該当する者</p> <p>（2）略</p>

（看護職員修学資金貸付規則の一部改正）

第4条 看護職員修学資金貸付規則（昭和37年鳥取県規則第69号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に
対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p>（3）大学院の修士課程 看護に関する専門知識を修得させることを目的とした学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第97条</u>に規定する大学院（同法<u>第99条第2項</u>に規定する専門職大学院を除く。以下同じ。）の修士課程（これと同等以上であると知事が認める外国の大学の課程を含む。）をいう。</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p>（3）大学院の修士課程 看護に関する専門知識を修得させることを目的とした学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第62条</u>に規定する大学院（同法<u>第65条第2項</u>に規定する専門職大学院を除く。以下同じ。）の修士課程（これと同等以上であると知事が認める外国の大学の課程を含む。）をいう。</p>
<p>（返還の債務の履行猶予）</p> <p>第13条 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当</p>	<p>（返還の債務の履行猶予）</p> <p>第13条 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当</p>

<p>するときは、貸付金の返還の債務の履行を猶予することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 他の看護職員養成施設に入学し、又は大学院の博士課程（学校教育法第97条に規定する大学院の博士課程又はこれと同等以上であると知事が認める外国の大学の課程をいう。）に進学し、当該看護職員養成施設又は大学院の博士課程に在学しているとき。</p> <p>(3)～(6) 略</p>	<p>するときは、貸付金の返還の債務の履行を猶予することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 他の看護職員養成施設に入学し、又は大学院の博士課程（学校教育法第62条に規定する大学院の博士課程又はこれと同等以上であると知事が認める外国の大学の課程をいう。）に進学し、当該看護職員養成施設又は大学院の博士課程に在学しているとき。</p> <p>(3)～(6) 略</p>
--	--

（看護職員修学資金貸付規則等の一部を改正する規則の一部改正）

第5条 看護職員修学資金貸付規則等の一部を改正する規則（平成19年鳥取県規則第72号）の一部を次のように改正する。

第1条中「学校教育法第62条」を「学校教育法第97条」に改める。

（鳥取県立鳥取看護専門学校学則の一部改正）

第6条 鳥取県立鳥取看護専門学校学則（昭和52年鳥取県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（入学資格）</p> <p>第10条 学校に入学することができる者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第90条第1項に規定する者</u>とする。</p>	<p>（入学資格）</p> <p>第10条 学校に入学することができる者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第56条の規定に該当する者</u>とする。</p>
<p>別表第2（第11条関係）</p> <p>(1) 学校教育法第90条第1項に規定する者であることを証明する書類（入学願書の提出期限までに当該書類を添付することができない者にあっては、その見込みを証明する書類）</p> <p>(2)及び(3) 略</p>	<p>別表第2（第11条関係）</p> <p>(1) 学校教育法第56条の規定に該当する者であることを証明する書類（入学願書の提出期限までに当該書類を添付することができない者にあっては、その見込みを証明する書類）</p> <p>(2)及び(3) 略</p>

（鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の一部改正）

第7条 鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則（昭和52年鳥取県規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（入学資格）</p>	<p>（入学資格）</p>

第10条 学校に入学することができる者は、次に掲げる者とする。	第10条 学校に入学することができる者は、次に掲げる者とする。
(1) 第1看護学科 学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第1項に規定する者	(1) 第1看護学科 学校教育法(昭和22年法律第26号)第56条の規定に該当する者
(2) 第2看護学科 准看護師免許の取得後3年以上その業務に従事した准看護師又は学校教育法第90条第1項に規定する者であって准看護師であるもの	(2) 第2看護学科 准看護師免許の取得後3年以上その業務に従事した准看護師又は学校教育法第56条の規定に該当する者であって准看護師であるもの
(3) 略	(3) 略

別表第2(第11条関係)

第1看護学科	1 学校教育法第90条第1項に規定する者であることを証明する書類(入学願書の提出期限までに当該書類を添付することができない者にあっては、その見込みを証明する書類) 2及び3 略	第1看護学科	1 学校教育法第56条の規定に該当する者であることを証明する書類(入学願書の提出期限までに当該書類を添付することができない者にあっては、その見込みを証明する書類) 2及び3 略
第2看護学科	1 略 2 就業証明書又は学校教育法第90条第1項に規定する者であることを証明する書類(入学願書の提出期限までに当該書類を添付することができない者にあっては、その見込みを証明する書類) 3及び4 略	第2看護学科	1 略 2 就業証明書又は学校教育法第56条の規定に該当する者であることを証明する書類(入学願書の提出期限までに当該書類を添付することができない者にあっては、その見込みを証明する書類) 3及び4 略
略			略

(鳥取県立歯科衛生専門学校学則の一部改正)

第8条 鳥取県立歯科衛生専門学校学則(昭和57年鳥取県規則第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(入学資格) 第10条 学校に入学することができる者は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第1項に規定する者とする。	(入学資格) 第10条 学校に入学することができる者は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第56条第1項に規定する者とする。

(調理師法施行細則の一部改正)

第9条 調理師法施行細則(昭和34年鳥取県規則第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(受験手続)</p> <p>第2条 法第3条第1項第2号及び第3条の2第1項に規定する試験を受けようとする者は、様式第1号による受験願書に学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第57条に規定する者であることを証する書類</u>その他知事が必要と認める書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(受験手続)</p> <p>第2条 法第3条第1項第2号及び第3条の2第1項に規定する試験を受けようとする者は、様式第1号による受験願書に学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第47条に規定する資格を有することを証する書類</u>その他知事が必要と認める書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p>
<p>様式第1号（第2条関係）</p> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> 略 調理師試験受験願書 </div>	<p>様式第1号（第2条関係）</p> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> 略 調理師試験受験願書 </div>
<p>職 氏 名 様</p> <p>年 月 日</p> <p>郵便番号</p> <p>住 所</p> <p>出願者 フリガナ</p> <p>氏 名 印</p> <p>年 月 日 生</p> <p>電話番号</p>	<p>職 氏 名 様</p> <p>年 月 日</p> <p>郵便番号</p> <p>住 所</p> <p>出願者 フリガナ</p> <p>氏 名 印</p> <p>年 月 日 生</p> <p>電話番号</p>
<p>調理師試験を受けたいので、調理師法施行細則第2条第1項の規定により出願します。</p> <p>添付書類</p> <p>1 学校教育法<u>第57条に規定する者であることを証する書類</u></p> <p>2 及び 3 略</p> <p>注 略</p>	<p>調理師試験を受けたいので、調理師法施行細則第2条第1項の規定により出願します。</p> <p>添付書類</p> <p>1 学校教育法<u>第47条に規定する資格を有することを証する書類</u></p> <p>2 及び 3 略</p> <p>注 略</p>

（鳥取県クリーニング業法施行細則の一部改正）

第10条 鳥取県クリーニング業法施行細則（昭和62年鳥取県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第4号（第5条関係）</p> <hr/>	<p>様式第4号（第5条関係）</p> <hr/>

クリーニング師試験受験願書	略	クリーニング師試験受験願書	略
職 氏 名 様		職 氏 名 様	
年 月 日		年 月 日	
郵便番号		郵便番号	
申請者 住 所		申請者 住 所	
フリガナ		フリガナ	
氏 名		氏 名	
年 月 日 生		年 月 日 生	
電話番号		電話番号	
<p>クリーニング師試験を受けたいので、クリーニング業法施行規則第3条の規定により出願します。</p>			
<p>添付書類 1及び2 略 3 学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第57条</u>に規定する者であることを証する書類</p>			
<p>クリーニング師試験を受けたいので、クリーニング業法施行規則第3条の規定により出願します。</p>			
<p>添付書類 1及び2 略 3 学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第47条</u>に規定する者であることを証する書類</p>			

（鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則の一部改正）

第11条 鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第78号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（受験手続）</p> <p>第16条 試験を受けようとする者は、様式第6号による受験願書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 条例第7条第2号に規定する者にあっては、次に掲げる書類</p> <p>イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第57条</u>に規定する<u>者であることを証する書類</u></p> <p>口 略</p>	<p>（受験手続）</p> <p>第16条 試験を受けようとする者は、様式第6号による受験願書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 条例第7条第2号に規定する者にあっては、次に掲げる書類</p> <p>イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第47条</u>に規定する<u>資格を有することを証する書類</u></p> <p>口 略</p>
<p>様式第6号（第16条関係）</p> <p>ふぐ処理師試験受験願書</p>	<p>様式第6号（第16条関係）</p> <p>ふぐ処理師試験受験願書</p>
職 氏 名 様	職 氏 名 様

<p>鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例第5条の規定によるふぐ処理師試験を受けたいので、出願します。</p> <p>年　月　日</p> <p>郵便番号</p> <p>住　所</p> <p>フリガナ</p> <p>出願者 氏　名</p> <p>生年月日　年　月　日生</p> <p>電話番号</p> <p>添付書類</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 条例第7条第2号の規定に該当する者にあつては、次に掲げる書類</p> <p>(1) 学校教育法<u>第57条</u>に規定する者であることを証する書類</p> <p>(2) 略</p>	<p>鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例第5条の規定によるふぐ処理師試験を受けたいので、出願します。</p> <p>年　月　日</p> <p>郵便番号</p> <p>住　所</p> <p>フリガナ</p> <p>出願者 氏　名</p> <p>生年月日　年　月　日生</p> <p>電話番号</p> <p>添付書類</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 条例第7条第2号の規定に該当する者にあつては、次に掲げる書類</p> <p>(1) 学校教育法<u>第47条</u>に規定する資格を有することを証する書類</p> <p>(2) 略</p>
---	---

(鳥取県訓練手当支給規則の一部改正)

第12条 鳥取県訓練手当支給規則(昭和42年鳥取県規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　正　後	改　正　前
<p>(訓練手当の支給対象者)</p> <p>第3条 訓練手当は、公共職業安定所長の指示により公共職業能力開発施設の行う職業訓練(以下「公共職業訓練」という。)を受けている次の各号のいずれかに該当する求職者及び求職者を作業環境に適応させる訓練(以下「職場適応訓練」という。)を受けている次の各号のいずれかに該当する求職者に対して支給する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(小学校及び幼稚園を除く。)、同法<u>第124条</u>に規定する専修学校、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の6第1項各号に掲げる施設又は同法第27条第1項に規定する職業能力開発大学校を新たに卒業した者であつて、激甚な災害を受けた地域内に所在する事業所に雇用される旨が約され、その後当該災害により</p>	<p>(訓練手当の支給対象者)</p> <p>第3条 訓練手当は、公共職業安定所長の指示により公共職業能力開発施設の行う職業訓練(以下「公共職業訓練」という。)を受けている次の各号のいずれかに該当する求職者及び求職者を作業環境に適応させる訓練(以下「職場適応訓練」という。)を受けている次の各号のいずれかに該当する求職者に対して支給する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(小学校及び幼稚園を除く。)、同法<u>第82条の2</u>に規定する専修学校、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の6第1項各号に掲げる施設又は同法第27条第1項に規定する職業能力開発大学校を新たに卒業した者であつて、激甚な災害を受けた地域内に所在する事業所に雇用される旨が約され、その後当該災害により</p>

<p>取り消され、又は撤回されたもののうち、当該災害により求職活動が困難となり、卒業後において安定した職業に就いていない者（当該取消し又は撤回後において新たに雇用される旨が約されていない者に限る。）</p> <p>(5)～(16) 略</p> <p>2 略</p>	<p>取り消され、又は撤回されたもののうち、当該災害により求職活動が困難となり、卒業後において安定した職業に就いていない者（当該取消し又は撤回後において新たに雇用される旨が約されていない者に限る。）</p> <p>(5)～(16) 略</p> <p>2 略</p>
--	--

(鳥取県立農業大学校管理規則の一部改正)

第13条 鳥取県立農業大学校管理規則（昭和59年鳥取県規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に
対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前												
<p>（入学資格）</p> <p>第10条 養成課程等に入学することができる者は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th style="width: 15%;">課程</th><th style="width: 85%;">入学資格</th></tr> <tr> <td>養成課程及び 専門技術課程</td><td>学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第90条第1項</u>に規定する者</td></tr> <tr> <td colspan="2">略</td></tr> </table>	課程	入学資格	養成課程及び 専門技術課程	学校教育法（昭和22年法律第26号） <u>第90条第1項</u> に規定する者	略		<p>（入学資格）</p> <p>第10条 養成課程等に入学することができる者は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th style="width: 15%;">課程</th><th style="width: 85%;">入学資格</th></tr> <tr> <td>養成課程及び 専門技術課程</td><td>学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第56条第1項</u>に規定する者</td></tr> <tr> <td colspan="2">略</td></tr> </table>	課程	入学資格	養成課程及び 専門技術課程	学校教育法（昭和22年法律第26号） <u>第56条第1項</u> に規定する者	略	
課程	入学資格												
養成課程及び 専門技術課程	学校教育法（昭和22年法律第26号） <u>第90条第1項</u> に規定する者												
略													
課程	入学資格												
養成課程及び 専門技術課程	学校教育法（昭和22年法律第26号） <u>第56条第1項</u> に規定する者												
略													
<p>（使用料の減免）</p> <p>第36条 条例第15条の規定による使用料の減免を行う ことができる場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 國際農業交流館（宿泊室を除く。）の施設を 学校教育法第1条に規定する学校、同法<u>第124条</u> に規定する専修学校、同法<u>第55条第1項</u>の規定に より指定された技能教育のための施設若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項 に規定する保育所又は教育に関する活動を行う団体であって校長が別に定める基準に該当するものが、幼児、児童、生徒又は学生（以下「学生等」という。）が行う公演、学生等の作品の展示等の文化芸術に関する行事（学年（これに相当するものとして校長が別に定めるものを含む。）単位以上の規模で行うこと、実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないことその他の校長が別に定める要件に該当するものに限る。）のために利用するとき。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2及び3 略</p>	<p>（使用料の減免）</p> <p>第36条 条例第15条の規定による使用料の減免を行う ことができる場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 國際農業交流館（宿泊室を除く。）の施設を 学校教育法第1条に規定する学校、同法<u>第82条の2</u> に規定する専修学校、同法<u>第45条の2第1項</u>の規定により指定された技能教育のための施設若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所又は教育に関する活動を行う団体であって校長が別に定める基準に該当するものが、幼児、児童、生徒又は学生（以下「学生等」という。）が行う公演、学生等の作品の展示等の文化芸術に関する行事（学年（これに相当するものとして校長が別に定めるものを含む。）単位以上の規模で行うこと、実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないことその他の校長が別に定める要件に該当するものに限る。）のために利用するとき。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2及び3 略</p>												

(鳥取県立農業大学校管理規則の一部を改正する規則の一部改正)

第14条 鳥取県立農業大学校管理規則の一部を改正する規則(平成19年鳥取県規則第80号)の一部を次のように改正する。

第1条中「学校教育法(昭和22年法律第26号)第56条第1項」を「学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第1項」に改める。

(県立学校の授業料等及び社会教育施設の使用料の減免に関する規則の一部改正)

第15条 県立学校の授業料等及び社会教育施設の使用料の減免に関する規則(昭和52年鳥取県規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
区分	授業料等又は使用料	減免事由	区分	授業料等又は使用料	減免事由
略			略		
鳥取県立 博物館	展示室等使 用料	学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法 <u>第124条</u> に規定する専修学校、同法 <u>第55条第1項</u> の規定により指定された技能教育のための施設若しくは児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所又は教育に関する活動を行う団体であって知事が別に定める基準に該当するもの(以下「学校等」という。)が、学生等が行う公演、学生等の作品の展示等の文化芸術に関する行事(学年(これに相当するものとして知事が別に定めるものを含む。)単位以上の規模で行うこと、実費を超える額	鳥取県立 博物館	展示室等使 用料	学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法 <u>第82条の2</u> に規定する専修学校、同法 <u>第45条の2第1項</u> の規定により指定された技能教育のための施設若しくは児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所又は教育に関する活動を行う団体であって知事が別に定める基準に該当するもの(以下「学校等」という。)が、学生等が行う公演、学生等の作品の展示等の文化芸術に関する行事(学年(これに相当するものとして知事が別に定めるものを含む。)単位以上の規模で行うこと、実費を超

	の入場料又はこれに類するものを徴収しないことその他の知事が別に定める要件に該当するものに限る。)のために利用するとき。		える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないことその他の知事が別に定める要件に該当するものに限る。)のために利用するとき。
略		略	

附 則

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月25日

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県規則第95号

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則

鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動後別表細目」という。）が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動別表細目に対応する移動後別表細目が存在しない場合には、当該移動別表細目（以下「削除別表細目」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示及び削除別表細目を除く。）を削る。

改 正 後							改 正 前											
別表第2（第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係）							別表第2（第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係）											
個別事項による事務処理権限							個別事項による事務処理権限											
所 属 名	事 項 種 類	内 容	知 事	事 務 処 理 権 限 の 分 区	専 決 権 者	委 任 た る 者 者	地 方 機 関 の 長 の 名 称	所 属 名	事 項 種 類	内 容	知 事	事 務 処 理 権 限 の 分 区	専 決 権 者	委 任 た る 者 者	地 方 機 関 の 長 の 名 称			
					部 長	課 長	地方機関 の 長						部 長	課 長	地方機関 の 長			
		略								略								
		経 済 政 策 課	略							経 済	略							
		十三 中企 業支 援業 の実施に關 する基準を 定める省令 (昭和13年 通商産業省 令第123 号)に基づ く知事の權 限に屬する 事務	1 同令第4条第4 項の規定による診 断検査の実施 (一) 米子市、境 港市及び西伯郡 の区域に係るもの (二) (一)以外の 区域に係るもの							十三 中企 業支 援業 の実施に關 する基準を 定める省令 (昭和13年 通商産業省 令第123 号)に基づ く知事の權 限に屬する 事務	1 同令第4条第4 項の規定による診 断検査の実施 (一) 米子市、境 港市及び西伯郡 の区域に係るもの (二) 日野郡の区 域に係るもの (三) (一)及び (二)以外の区域 に係るもの							
			2 同令第4条第5 項の規定による診 断検査書の交付 (一) 米子市、境 港市及び西伯郡 の区域に係るもの (二) (一)以外の 区域に係るもの							2 同令第4条第5 項の規定による診 断検査書の交付 (一) 米子市、境 港市及び西伯郡 の区域に係るもの (二) 日野郡の区 域に係るもの (三) (一)及び (二)以外の区域 に係るもの								
			3 同令第4条第7 項の規定による診 断検査書の内容の 実施等に関する助 言 (一) 米子市、境 港市及び西伯郡 の区域に係るもの							3 同令第4条第7 項の規定による診 断検査書の内容の 実施等に関する助 言 (一) 米子市、境 港市及び西伯郡 の区域に係るもの (二) 日野郡の区 域に係るもの								

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会規則

学校教育法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係教育委員会規則の整理等に関する規則をここに公布する。

平成19年12月25日

鳥取県教育委員会委員長 山 修 平

鳥取県教育委員会規則第12号

学校教育法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係教育委員会規則の整理等に関する規則

(教育職員の免許状に関する規則の一部改正)

第1条 教育職員の免許状に関する規則(昭和43年鳥取県教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後			改 正 前			
別表第4(第23条関係) 1 教科に関する科目			別表第4(第23条関係) 1 教科に関する科目			
受けようとす る免許状の種 類	修得するこ とを必要と する最低単 位数	内容	受けようとす る免許状の種 類	修得するこ とを必要と する最低単 位数	内容	
小学校 教諭	1種免 許状及 び2種 免許状	1以上5以 下	免許法施行規則第 <u>3条第1項</u> に掲げる 教科に関する科目 (以下「小学校の教 科に関する科目」と いう。)のうち、1 以上の科目につい て、1単位以上	小学校 教諭	1種免 許状及 び2種 免許状	免許法施行規則第 <u>2条第1項</u> に掲げる 教科に関する科目 (以下「小学校の教 科に関する科目」と いう。)のうち、1 以上の科目につい て、1単位以上
中学校 教諭	1種免 許状及 び2種 免許状	10	免許法施行規則第 <u>4条の表第1欄</u> に掲 げる免許教科(職業 実習に係る免許状に あっては、職業の免 許教科)の種類に応 じ、同表第2欄に掲 げる科目(以下「中 学校の各免許教科に	中学校 教諭	1種免 許状及 び2種 免許状	免許法施行規則第 <u>3条の表第1欄</u> に掲 げる免許教科(職業 実習に係る免許状に あっては、職業の免 許教科とする。)の 種類に応じ、同表第 2欄に掲げる科目 (以下「中学校の各

			関する科目」という。)について、それぞれ1単位以上				免許教科に関する科目」という。)について、それぞれ1単位以上
略				略			
高等学 校教諭	1種免 許状	10以上50以 下	免許法施行規則第 <u>5条の表第1欄に掲</u> げる免許教科(看護 実習、家庭実習、情 報実習、農業実習、 工業実習、商業実 習、水産実習、福祉 実習又は商船実習に 係る免許状にあって は、それぞれ看護、 家庭、情報、農業、 工業、商業、水産、 福祉又は商船の免許 教科)の種類に応じ、 同表第2欄に掲 げる科目(以下「高 等学校の各免許教科 に関する科目」とい う。)について、そ れぞれ1単位以上	高等学 校教諭	1種免 許状	10以上50以 下	免許法施行規則第 <u>4条の表第1欄に掲</u> げる免許教科(看護 実習、家庭実習、情 報実習、農業実習、 工業実習、商業実 習、水産実習、福祉 実習又は商船実習に 係る免許状にあって は、それぞれ看護、 家庭、情報、農業、 工業、商業、水産、 福祉又は商船の免許 教科とする。)の種 類に応じ、同表第2 欄に掲げる科目(以 下「高等学校の各免 許教科に関する科 目」という。)につ いて、それぞれ1単 位以上
略				略			
略				略			
2~6 略				2~6 略			

(鳥取県立高等学校の単位制による全日制、定時制及び通信制の課程の運営の特例に関する規則の一部改正)

第2条 鳥取県立高等学校の単位制による全日制、定時制及び通信制の課程の運営の特例に関する規則(平成元年鳥取県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(趣旨) 第1条 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号) <u>第103条第1項</u> の規定により学年による教育課程の区分を設けない県立高等学校の全日制、定時制及び通信制の課程(以下「単位制による課程」という。)の運営については、この規則に定める特例に	(趣旨) 第1条 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号) <u>第64条の3第1項</u> の規定により学年による教育課程の区分を設けない県立高等学校の全日制、定時制及び通信制の課程(以下「単位制による課程」という。)の運営については、この規則に定める特例に

よるほか、鳥取県立学校管理規則（昭和51年鳥取県教育委員会規則第9号。以下「管理規則」という。）、鳥取県立高等学校学則（昭和51年鳥取県教育委員会規則第10号。以下「学則」という。）及び鳥取県立高等学校通信教育規則（昭和52年鳥取県教育委員会規則第12号。以下「通信教育規則」という。）の定めるところによる。

（実施校）

第2条 単位制による課程が実施される県立高等学校は、次のとおりである。

高等学校名	課程名	学科名
鳥取緑風高等学 校	定時制課程	総合学科
略		

よるほか、鳥取県立学校管理規則（昭和51年鳥取県教育委員会規則第9号。以下「管理規則」という。）、鳥取県立高等学校学則（昭和51年鳥取県教育委員会規則第10号。以下「学則」という。）及び鳥取県立高等学校通信教育規則（昭和52年鳥取県教育委員会規則第12号。以下「通信教育規則」という。）の定めるところによる。

（実施校）

第2条 単位制による課程が実施される県立高等学校は、次のとおりである。

高等学校名	課程名	学科名
鳥取西高等学校	定時制課程	普通学科 普通科
鳥取緑風高等学 校	定時制課程	総合学科
略		

（技能教育施設の指定の申請手続等を定める規則の一部改正）

第3条 技能教育施設の指定の申請手續等を定める規則（平成11年鳥取県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に對応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第55条第1項</u>の規定による指定については、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「政令」という。）及び技能教育施設の指定等に関する規則（昭和37年文部省令第8号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第45条の2第1項</u>の規定による指定については、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「政令」という。）及び技能教育施設の指定等に関する規則（昭和37年文部省令第8号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</p>
<p>様式第2号（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>連携科目等指定等申請書</p> <p>鳥取県教育委員会 様</p> <p>連携科目等の指定（指定の変更・指定の解除）を受けたいので、学校教育法施行令第33条の2（第34条第2項）の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>住所</p> <p>申請者</p> </div>	<p>様式第2号（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>連携科目等指定等申請書</p> <p>鳥取県教育委員会 様</p> <p>連携科目等の指定（指定の変更・指定の解除）を受けたいので、学校教育法施行令第33条の2（第34条第2項）の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>住所</p> <p>申請者</p> </div>

<p>氏名 (印) (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) <div style="border: 1px solid black; height: 1.2em; width: 100%; margin-top: 5px;"></div></p> <p>備考 略</p> <p>添付書類（指定解除の場合は不要）</p> <p>1 ~ 3 略</p> <p>4 学校教育法第55条第1項の規定による技能教育施設における学習を高等学校の教科の一部の履修とみなす措置をとろうとする高等学校の名称及び所在地並びに課程及び学科の名称を記載した書類並びに教育課程を記載した書類</p>	<p>氏名 (印) (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) <div style="border: 1px solid black; height: 1.2em; width: 100%; margin-top: 5px;"></div></p> <p>備考 略</p> <p>添付書類（指定解除の場合は不要）</p> <p>1 ~ 3 略</p> <p>4 学校教育法第45条の2第1項の規定による技能教育施設における学習を高等学校の教科の一部の履修とみなす措置をとろうとする高等学校の名称及び所在地並びに課程及び学科の名称を記載した書類並びに教育課程を記載した書類</p>
--	--

附 則

この規則は、平成19年12月26日から施行する。